

「三重県食品衛生法施行条例」の改正（案）について

1 改正の経緯

改正食品衛生法（以下、「法」という。）第 54 条により、都道府県は、営業許可業種の施設につき、食品衛生法施行規則（以下、「規則」という。）で新たに定める基準（以下、「参酌基準¹」という。）を参酌して、条例で公衆衛生の見地から必要な基準（以下、「施設基準」という。）を定めることとされており、この度、規則により参酌基準が提示されたことから、三重県食品衛生法施行条例（以下、「条例」という。）で定める営業許可業種の施設の基準等を見直し、現行の内容を大きくあらためることを検討しています。

1：条例制定に当たり、十分に参照しなければならない法令上の基準

2 改正（案）の内容

（1）営業施設基準の規定

平成 30 年 6 月 13 日に行われた法改正に伴って、令和 3 年 6 月 1 日までに、都道府県は、営業許可業種の施設につき、参酌基準を参酌して、条例で施設基準を定めることとなりました。

今回、参酌基準が法令化された趣旨として、施設基準に係る地域的差異の解消があるとされており、そのため、現行の条例で定める施設基準について、一部²を除き、参酌基準に従った内容に改正することを検討しています。

なお、施設基準の改正案と参酌基準はそれぞれ別添 1 及び別添 2 のとおりです。

2：自動車営業及びかきの処理にかかる規定

（2）その他の規定

ア ふぐ処理者の認定等

規則により、ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者（以下、「ふぐ処理者」という。）にふぐを処理させなければならないとされたことから、ふぐを処理する営業施設にかかる届出やふぐ処理者の認定等について規定することを予定しています。

イ 営業許可証の交付等

許可を得ていることを明示するための営業許可証の交付にかかる規定を行い、掲示を義務付けるとともに、法第 57 条に基づく営業届出に係る届出済証の交付にかかる規定をあわせて行うことを検討しています。

3 施行期日（予定）

令和 3 年 6 月 1 日を予定

なお、改正後の営業施設基準の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて、事業者が改正された法第

55条に基づく新たな許可を取得するまでの期間は適用しないこととします。

下線の引かれた法の条項については以下、参照

改正食品衛生法（抜粋）

〔営業施設の基準〕

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える営業が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

〔営業の許可〕

第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 （省略）

3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

〔営業の届出〕

第57条 営業（第54条で規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （省略）